神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第号

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則 神奈川県県税条例施行規則(昭和45年神奈川県規則第43号)の 一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第7条第8項」を「第7条第9項」に改める。 第2条第14号の3を削る。

第7条第5項中「種別割」の次に「に係る徴収金」を加え、「用いて納付」を「用いて納付し、」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 第1項から第5項までの規定によるほか、個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により知事が指定した者(以下この項において「指定納付受託者」という。)が納税義務者から納付の委託を受けたときは、当該指定納付受託者に納付させることができる。

第7条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。 8 第1項から第5項まで及び前項の規定によるほか、第5項の 規定により符号を用いて納付し、又は納入することができる徴 収金は、法第747条の8第1項の規定により地方税共同機構が 指定した者(以下この項において「機構指定納付受託者」とい う。)が納税義務者又は特別徴収義務者から納付又は納入の委 託を受けたときは、当該機構指定納付受託者に納付し、又は納 入させることができる。

別表第2の20の3の項を削る。

別表第4の4の3の項を削り、同表の35の項中

自動車税種別割納税証明書(納 第50号様式の 2 付済通知書用)

自動車税種別割納税証明書(催 第50号様式の 3 を

Γ

自動車税種別割納税証明書(催 告用) 第50号様式の2

に、

「第50号様式の4」を「第50号様式の3」に改め、同表の58の項中「第25条第2項」を「第25条第4項」に改める。

第9号様式の3(裏)、第9号様式の4及び第9号様式の6中

神奈川県収納代理金融機関

を

Γ

神奈川県収納代理金融機関

全国の地方税統一QRコード対応金融機関 に改める。

第13号様式の3及び第13号様式の4を削る。

第15号様式の2 (表)中「神奈川県収納代理金融機関」の次に「、全国の地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

第45号様式中備考を備考2とし、備考1として次のように加える。

1 令和5年1月1日以後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税について更正の請求をする場合には、「請求に係る更正前の額」の「課税標準額」の各欄については、記入する必要はありません。

第45号様式の2中備考を備考2とし、備考1として次のように加える。

1 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する県民税利子割について更正の請求をする場合には、「請求に係る更正前の額」の「課税標準額」の各欄については、記入する必要はありません。

第50号様式の2を削り、第50号様式の3を第50号様式の2とし、 第50号様式の4を第50号様式の3とする。

第 61 号様式の 2 及び第 61 号様式の 3 中「連結して」を「通算して」に改める。

第62号様式(表)中

Γ

県民税の特定寄附金税額控除額

を

ı

Γ			
	県民税の特定寄附金税額控除額		
	税額控除超過額相当額の加算額		

に改める。

第63号様式中

外	法丿	、税害	削額カ	ゝら控	空除す	トべき	き外国税額の総額
国	道	府	県	民	税	分	円
の法	市	町	村	民	税	分	
人	(個	別)	控除	対象	所得	税額	等相当額の控除
税	額	の総	額				
等	道	府	県	民	税	分	円
の額	市	町	村	民	税	分	
の控	補工	E後の	の従業	<b>美者</b> 数	数の糸	総数	
除	道	府	県	民	税	分	人
額	市	町	村	民	税	分	

を

Γ

	税額控除超過額相当額の加算額の総額						
	道	府	県	民	税	分	円
外	市	町	村	民	税	分	
国の	法丿	、税害	割額が	いら掛	空除。	ナベ:	き外国税額の総額
法人	道	府	県	民	税	分	円
税	市	町	村	民	税	分	
等の		l別) iの総		対象	所得	税額	質等相当額の控除
額の	道	府	県	民	税	分	円
控	市	町	村	民	税	分	
除額	補正	E後の	の従う	業者	数の絹	総数	
	道	府	県	民	税	分	人
	市	町	村	民	税	分	

に改める。

ı

第65号様式中

Γ

外国の法人税等	法人税割額から控除 すべき外国税額の総額	円
の額の控除額	(個別)控除対象所得税額 等相当額の控除額の総額	
(市町村民税分)	補正後の従業者数の総数	人

を

Γ

	税額控除超過額相当 額の加算額の総額	円
外国の法人税等の額の控除額	法人税割額から控除 すべき外国税額の総額	
(市町村民税分)	(個別)控除対象所得税額 等相当額の控除額の総額	
	補正後の従業者数の総数	人

に改める。

J

第67号様式 (表) 中「神奈川県収納代理金融機関」の次に「、全国の地方税統一QRコード対応金融機関」を加える。

第75号様式(表)中

Γ

神奈川県収納代理金融機関

を

X

Γ

神奈川県収納代理金融機関

全国の地方税統一QRコード対応金融機関 に改める。

第77号様式(表)中

Γ

建物の区分所有に関する明細書

を

Γ

建物の区分所有に関する明細書

年 月 日

神奈川県

県税事務所長殿

郵 便 番 号 住(居)所又は所在地 (ふりがな) 氏名又は法人名及び 代表者氏名 個人番号又は法人番号

12

## 電 話 番 号

次のとおり地方税法第73条の2第4項から第6項までの規定により不動産取得税を課される家屋を取得したので、明細書を提出します。

改め、同様式(表)の備考を削り、同様式(裏)に備考として次のように加える。

- 備考 1 平面図を添えてください。
  - 2 建物の区分所有等に関する法律第30条に規定する規約 がある場合には、その規約の写しを添えてください。

第79号様式の2及び第80号様式中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第 132 号様式(裏)中

Γ

神奈川県収納代理金融機関

を

Γ

神奈川県収納代理金融機関 全国の地方税統一QRコード対応金融機関 に改める。

第 132 号様式の 4 (表) 中「及び神奈川県収納代理金融機関」を「、神奈川県収納代理金融機関及び全国の地方税統一QRコード対応金融機関」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第14号の3を削る改正規定及び第7条第5項の改正規定、別表第2の20の3の項を削る改正規定並びに第45号様式、第45号様式の2、第61号様式の3、第79号様式の2及び第80号様式の改正規定は、公布の日から施行する。